

## 死刑執行に抗議する会長声明

本日、東京拘置所において1名、名古屋拘置所において2名及び福岡拘置所において1名の死刑確定者（合計4名）に対し、死刑が執行された。

当会は、日弁連の「死刑制度問題に関する提言」（2002年11月）を受けて、シンポジウムや公聴会などを開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げてきており、かねてより再三にわたり、政府に対し、死刑の執行を停止することなどを求めてきた。にもかかわらず、昨年の5回（合計15名）の執行に続き、前回（昨年10月28日）の執行から、わずか3か月の短期間のうちに、今回の執行が行われた。このような大量の死刑執行が継続して行われることはきわめて遺憾であって、到底容認できない。当会は、強くこれに抗議する。

国際社会において、死刑制度については、非常に厳しい目が向けられている。一昨年に続き、昨年12月8日、国連総会本会議において、死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数の賛成により採決された。さらに、わが国の死刑制度について、国際人権（自由権）規約委員会は、昨年10月30日の総括所見において、日本に対し、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、市民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであることを勧告するとともに、死刑執行の事前告知、必要的上訴制度の導入、再審等による執行停止など抜本的な制度改革を行うことを求めた。

わが国では、近時、いっそうの重罰化の傾向が進み、死刑判決数や死刑執行件数が顕著に増加している。国際社会における死刑を抑制しようとする潮流に照らすと、わが国におけるこのような傾向は、もはや異常ともいえるものであって、国際社会からの孤立をますます深める結果となっている。

そして、わが国においては、政府による極端な密行主義のもと、死刑に関する情報はほとんど明らかにされておらず、死刑制度に関する議論を行う前提を欠く状態にある。とりわけ2009年から開始される裁判員制度においては、裁判員も、死刑を含む量刑判断に参加することとなっており、死刑制度の運用と実態を正確に事実として知ることが重要である。あらためて死刑制度についての情報の開示を強く求めるものである。そのような情報開示がなされたうえで、死刑という究極の刑罰を許容すべきか否かについて、この問題に関心を持つ人々の間の議論にとどまらず、広範な議論がなされることが望まれる。

当会は、今般あらためて、政府に対し、死刑の執行を停止するとともに、国連の決議や勧告を真摯に受け止め、わが国における死刑確定者の処遇、死刑執行対象者の決定手続と判断方法、死刑執行の具体的方法と問題点などに関する情報を開示し、死刑の存廃についての広範な議論を踏まえた上で、死刑制度の見直しを検討するよう重ねて強く求める。

2009（平成21）年1月29日

大阪弁護士会

会長 上野 勝